

2010年3月3日

経済連携協定（EPA）の利用拡大と中小企業の支援強化に関する要望

社団法人関西経済連合会
大阪商工会議所
京都商工会議所
神戸商工会議所
社団法人関西経済同友会

わが国が締結した EPA は 2009 年までに 11 協定となったが、相手国・地域の経済規模や協定締結までのスピードにおいて、わが国は中国や韓国に後れをとっていると言わざるを得ない。

わが国初の本格的な EPA であるメキシコ協定の発効から今日までの 5 年間に、相手国での関税減免に必要な特定原産地証明書は、その利用が約 10 倍に増大した。大企業を中心に定着化しつつある EPA の効果をより鮮明にするため、交渉中の EPA の早期妥結はもとより、アジア太平洋などの広域経済連携や米国、EU など先進国との経済連携の枠組み構築が期待される。

一方、国内に目を転じると、EPA を利用する企業が限定的であるとの課題は、依然として未解決のままである。EPA の数の増加にもかかわらず、輸出での EPA 利用は一部の大手企業に集中しており、中小企業に EPA が未だ殆ど浸透していないことが主たる原因である。

2008 年後半以降の世界同時不況からの脱却が遅れるわが国が、安定した成長路線への転換を図るためには輸出振興が引続き重要であり、その牽引役として EPA への期待は大きい。このためには、業種や規模を問わず、輸出関連産業には EPA の活用を強力に働きかけることが肝要である。特に、中小企業に対する EPA の認知度向上、利用促進策を、スピード感を持って積極的に展開することが切望される。

以上の認識を踏まえて、関西経済界は多国間経済連携の実現、EPA の利用拡大とその中核となる中小企業への支援強化のための施策を、以下の通り要望する。

I. EPA の深化と拡張

1. 既存協定（発効済み EPA）の利便性向上に向けた見直し交渉の推進

既存協定は発効後 5 年を経過する時点で再評価を行うことが原則となっており、メキシコとは見直しの協議が予定されている。今後、再評価の対象 EPA が連続するが、その際にも、利用者である産業界の意見を踏まえて、後述する関税番号の二重管理の問題をはじめ既存協定の活用の障害となる課題を解決するなど、使い勝手の良い協定への深化を精力的に進められたい。

2. アジア太平洋地域の市場・経済統合の将来像

本年、わが国が APEC の議長を務める機会を捉え、アジア太平洋地域における経済統合の推進に、わが国は先駆的な役割を果たされたい。成長が著しい新興国を含む同地域におけるパートナーシップの深化はわが国の成長に不可欠であり、政府の強力なリーダーシップの下、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現をアジア太平洋における経済統合の将来像とし、その実現に向け、わが国もアジア太平洋パートナーシップ（TPP）に早期参加し、FTAAP の早期実現に取り組むべきである。

3. 新たな EPA 戦略の構築、交渉中 EPA の早期妥結と多国間経済連携の実現

韓国が FTA 交渉を妥結させた米国や EU をはじめとするわが国の主要貿易・投資相手国において、わが国が国際競争上の経済的不利益を被ることのないよう、新たな EPA 戦略を策定・推進すべきである。日韓、日インドなど現在交渉中の EPA についても、スピード感をもって、交渉を推進すべきである。さらに、FTAAP や東アジア経済連携構想（ASEAN+6）、東アジア自由貿易地域（ASEAN+3）などの中期的な経済連携・自由貿易構想についても積極的に推進すべきである。その際、以上の EPA や FTA の交渉をできるところから同時並行的に進めることが不可欠である。

II. EPA の利便性向上と中小企業への支援

1. EPA の広報強化

(1) 業界団体、地域経済団体等との連携強化

特定原産地証明書利用のため、指定発給機関である日本商工会議所に登録した企業は全国で 4,070 社(2009 年 12 月末現在)にすぎず、関西企業はその 3 分の 1 程度の 1,367 社である。EPA 利用の裾野を広げるには、広報の強化が何より重要である。但し、EPA を利用する企業の関心は、業界ごと企業単位で大きく異なることから、企業の活用意欲を刺激するには、これまでの包括的な PR ではなく業界別のアプローチが好ましい。

わが国では特定地域に特定産業が集積するケースも多く見られ、例えば関西では家電、繊維、化学、金属や食品などの産業分野の集積度が高い。このため、地域単位に集積度の高い業種に絞った業界別のローラー展開も有効と考えられる。よって、今後の EPA 広報にあつては、業界団体や地域経済団体等との連携をこれまで以上に緊密化し、業界特性や地域特性に合致した広報活動の展開を期待する。

(2) 業界別ガイドンスの作成、配布

EPA、特に特定原産地証明書の利用に当っては、業界特性に対応した EPA 活用ガイドンスを希望する声が非常に強い。この点に関し、昨年暮れに、経済産業省より「原産地資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」が提示されたことを評価する。

重要なのは、この包括的な例示を踏まえた業界別ガイドンスを整理することであり、EPA 広報と同様、業界団体等との緊密な連携により、早急な業界別ガイドンスの提供が強く求められる。例えば、繊維品では、日本産であるとの立証に、他の産品に比べハードルの高い 2 工程基準（原則として、日本国内で生産の 2 工程以上を充足する条件）を満たすことが求められており、同分野に特化したガイドンスの速やかな提示及びその普及は繊維業界からの強い要請に基づく。

(3) EPA ポータルサイトの開設

EPA 広報活動の要として、EPA のあらゆる情報を一元的に確認できる電子媒体としてのポータルサイトの開設を、改めて強く求める。現状では、関係各省や関係機関に EPA サイトが別個に存するため、相互リンクは施されているものの、検索が煩雑で、結局、知りたい情報に辿りつけないとの苦情が数多く聞かれる。

一方、わが国政府はアジア太平洋地域の 21 カ国・地域で構成する APEC において、これらの加盟国が締結する FTA や EPA を網羅したポータルサイトの構築を主導的に提案していると仄聞する。同サイトにより、アジア太平洋地域での FTA / EPA の内容を一元的に把握できることから、その早期実現が望まれるが、その前提として、まずはわが国の EPA を省庁・業界横断で一元的に捕捉できる情報ツールを完備すべきである。

2. 既存 EPA の利便性向上

EPA 特恵税率の適用を受けるには、取引される物品がわが国又は相手国の産品であることが絶対条件である。この原産国認定の基準は、協定ごと関税番号ごとに詳細に定まっている。しかも、既存の EPA の大半では、一世代前の HS2002 により原産地規則が設定されているものの、通関実務は現行の HS2007 で行われている。即ち、EPA 利用企業は関税番号の二重管理を強いられているのが実情である。

アセアン自由貿易地域 (AFTA) においても、原産地規則は 1 年前に HS2007 への変更準備を終えるなど、域内特恵関税利用の利便性向上を図っている。わが国 EPA にあっても関税番号の二重管理の負担を、一刻も早く解消すべきである。

3. 中小企業への支援体制の拡充

昨年 5 月、東京と大阪に 1 名ずつ計 2 名の EPA 相談員がそれぞれの商工会議所に配置され、1 年足らずの間に 1,300 件(2009 年 12 月末現在)上回る EPA に関する企業からの相談に対応した。実際、特定原産地証明書を発給する日本商工会議所各事務所には、中小企業からの EPA 関連相談が連日、数多く寄せられている。

中小企業からの相談は「EPA とは何か知らない」といった初歩的なものを含め、原産地規則の理解と自社製品への適用に関するものが大半で、中小企業での EPA に係る基礎知識の浸透の遅れが、相談内容に如実に現れている。

こうした相談等を通じて EPA に関心を抱き始めた中小企業を後押しし、円滑に EPA の利用を行えるよう支援するにはきめ細かなサポートが肝要である。実務面で中小企業のサポート機能を果たす EPA 相談員を、是非とも増員されたい。

以上

建 議 先

建 議 先

- 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官
国家戦略担当大臣、行政刷新担当大臣、副大臣
事務次官、官房長
- 総務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長
- 外務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、
経済局長、アジア大洋州局長、総合外交政策局長
- 財務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、財務官、官房長、
総括審議官、関税局長、国際局長
- 農林水産大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、
官房長、総合食料局長、経営局長
- 経済産業大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、
経済産業政策局長、通商政策局長、貿易経済協力局長、貿易管理部長
- 地元選出国會議員
- 民主党、国民新党、社民党、自由民主党、公明党

(写) 送付先

- 各省在関西支局
- 日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会、
日本貿易振興機構等